

FAX 送信書 送付枚数 1部 (送信書含む)  
075-222-2767 (FAX)

堺町法律事務所 御中  
中島俊則様

学校法人 聖光学園 代理人からの通知書を確認に受け取りました。

当方の問題にしているのは、もっぱら宗教法人聖公会京都教区であって、当方としては貴学園と争っている積りはなく、争いを望んでいる訳ではないことを先の通知書で表明いたしましたが、貴学園との間に不幸にして裁判が行われることを全く望んでいない訳ではありません。日本聖公会京都教区の問題体質について注意を喚起するというのがビラまきの趣旨であります。宗教法人日本聖公会京都教区が行った児童虐待の隠蔽行為が公式認定されることと、同宗教法人の反省表明(すなわち児童虐待行為に関する隠蔽行為を今後一切行わないと誓い、教育現場における児童の脅威を排除することを最優先の指針とすること)が当方のもう一つの望みであり、ビラ撒きその他の行為の理由であります。

したがって、裁判所によって同宗教法人の隠蔽行為の事実が認定されるならば、当方の望みが一部叶うこととなります。

そこで貴学園が訴訟の提起を考えているということであれば、迷わず、是非とも偽計業務妨害などの罪状により刑事及び民事にて、当方の不法行為を構成する虚偽の風説の流布について争って頂きたいと考えております。

代理人・弁護士 中島俊則様より学園理事会に対し、事実関係を裁判にて証明すべきだと、御助言して頂けないでしょうか。

牧師の作文を内容証明で送る程度の小遣い稼ぎより、ずっとずっと儲かる仕事です。どうぞ、当方の希望をお伝え頂き、訴訟の提起を御助言くださるようお願いいたします。

2008年 11月13日

〒 410-0038

静岡県 沼津市 三芳町 3-14

沼津聖ヨハネ教会

TEL 055-962-5471

FAX 020-4662-7241

司祭 鎌田雄輝